

(参考資料：鉄道保守用機械の概要と車検について)

### 鉄道保守用機械とは

線路(以下、「軌道」と言います)や枕木・敷石・架線の敷設・保全、トンネルの整備・修繕などに使用される機械で、軌道を走行するための鉄輪が装着されています。

列車と同じく軌道上だけを走行する鉄輪のみを装着したもの(A)と、陸上でも自走ができる、油圧ショベルのようなクローラー式のもの(B)およびタイヤ式(C)のものがあります。

### 鉄道保守用機械と車検

鉄道保守用機械のうち、軌道上並びに作業現場内のみを走行するもの(AおよびB)は公道を自走しないため車検は不要です。

(C)に該当する機械が、公道を自走する場合、一般の貨物自動車と同様の車検が必要です。

車 検 不 要	(A) 軌道上だけを走行する機械の例  軌道モーターカー レールや敷石などの保線資材を運搬する大型台車をけん引する機械	(B) 軌道陸上兼用でクローラー式の機械の例  軌道作業車 スーパーライナー 枕木や敷石の交換作業に使用する機械
	(C) 軌道陸上兼用でタイヤ式の機械の例  軌道陸上兼用 高所作業車 トンネル壁面や架線の点検・修理に使用する機械  軌道陸上兼用 架線張替車 トロリー線などの架線の張替え作業に使用する機械	 軌道陸上兼用 モーターカー 枕木や敷石などを運搬する小型の台車をけん引する機械  軌道陸上兼用 トラック 枕木や敷石などを運搬する機械
車 検 必 要		